

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
カンボジア	感染症対策強化計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	感染症対策強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	230,000千円 H23. 9.30まで	H21. 1.11 プノンペン ンで (同日)	日本側 中曽根弘文外務大臣 カンボジア側 ハオ・ナムホン副首相兼外務・国際協力大臣	H21. 1.29 20号
カンボジア	ローレンチェリー頭首工改修計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	ローレンチェリー頭首工改修計画（詳細設計）を実施するために必要な役務購入	25,000千円 H22.12.31まで	H21. 1.11 プノンペン ンで (同日)	日本側 中曽根弘文外務大臣 カンボジア側 ハオ・ナムホン副首相兼外務・国際協力大臣	H21. 1.29 21号
カンボジア	第五次地震除去活動機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	第五次地震除去活動機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	548,000千円 H24. 2.29まで	H21. 3.18 プノンペン ンで (同日)	日本側 篠原勝弘在カンボジア大使 カンボジア側 ハオ・ナムホン副首相兼外務・国際協力大臣	H21. 4. 6 175号
カンボジア	第三次プノンペン市小学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	第三次プノンペン市小学校建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	524,000千円 H24. 6.30まで	H21. 6.15 プノンペン ンで (同日)	日本側 篠原勝弘在カンボジア大使 カンボジア側 ハオ・ナムホン副首相兼外務・国際協力大臣	H21. 6.30 350号
カンボジア	ローレンチェリー頭首工改修計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	ローレンチェリー頭首工改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	819,000千円 H26.12.31まで	H21. 6.15 プノンペン ンで (同日)	日本側 篠原勝弘在カンボジア大使 カンボジア側 ハオ・ナムホン副首相兼外務・国際協力大臣	H21. 6.30 351号
カンボジア	カンボジア王国政府に対する贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	カンボジアの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むカンボジアの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	800,000千円 -----	H21. 6.15 プノンペン ンで (同日)	日本側 篠原勝弘在カンボジア大使 カンボジア側 ハオ・ナムホン副首相兼外務・国際協力大臣	H21. 6.30 352号
カンボジア	海洋養殖開発センター建設計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文	海洋養殖開発センター建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	931,000千円 H25. 2.28まで	H21. 7.30 プノンペン ンで (同日)	日本側 篠原勝弘在カンボジア大使 カンボジア側 ハオ・ナムホン副首相兼外務・国際協力大臣	H21. 8.14 432号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 との供与期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
カンボジア	国道一号线改修計画のための贈 与に関する日本国政府とカンボ ジア王国政府との間の交換公文	国道一号线改修計画を実施するために必要な生産物及 び役務の購入	2,005,000千円 H25.12.31まで	H21.7.30 アノンペ ンで (同日)	日本側 篠原勝弘在カンボ ジア大使 ハオ・ナム ホン副首相兼外務・国際 協力大臣	H21.8.14 433号
カンボジア	コンボンチヤム州メモント郡村 落飲料水供給計画のための贈与 に関する日本国政府とカンボジ ア王国政府との間の交換公文	コンボンチヤム州メモント郡村落飲料水供給計画を実 施するために必要な生産物及び役務の購入	369,000千円 H25.4.30まで	H21.7.30 アノンペ ンで (同日)	日本側 篠原勝弘在カンボ ジア大使 ハオ・ナム ホン副首相兼外務・国際 協力大臣	H21.8.14 434号
カンボジア	カンボジア王国政府に対する贈 与に関する日本国政府とカンボ ジア王国政府との間の交換公文	カンボジアの経済社会開発努力推進に寄与するため、 両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入す るための資金を贈与すること。	1,000,000千円 （日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文）	H21.8.13 アノンペ ンで (同日)	日本側 篠原勝弘在カンボ ジア大使 ハオ・ナム ホン副首相兼外務・国際 協力大臣	H21.9.16 477号
カンボジア	カンボジア王国における「地雷 除去活動強化計画」のための贈 与に関する日本国政府とカンボ ジア王国政府との間の交換公文	カンボジア王国における「地雷除去活動強化計画」の 実施に必要な生産物及び役務の購入に必要な資金の贈 与	1,098,000千円 （日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文）	H21.11.25 アノンペ ンで (同日)	日本側 黒木雅文在カンボ ジア大使 ハオ・ナム ホン副首相兼外務・国際 協力大臣	H21.12.10 560号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。